

社会福祉法人 函館聖パウロ会
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人函館聖パウロ会定款（以下、「定款」という。）第9条及び第23条に基づく役員等に関する報酬及び費用弁償に関する必要な事項を定めることを目的とする。

ただし、法人職員である役員には、この規程は適用しない。

(支給の範囲)

第2条 この規程で役員等とは、定款第5条に定める評議員（以下、「評議員」という。）、同第16条に定める理事、監事（以下、「役員」という。）及び評議員選任・解任委員（以下、「委員」という。）をいう。

(報 酬)

第3条 役員等の報酬については、無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 役員等が理事会、評議員会及び監査等に出席したとき、評議員が評議員会に出席したとき及び委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、1回につき、費用弁償として3,000円を支給する。

2 役員等（職員である役員を除く）が法人の用務により旅行するときは、その費用を弁償する。

3 費用の弁償額は、役員等の居住地から計算し、法人職員の旅費規定に準じて、交通費の実費額とする。

4 日当、宿泊料は旅費規定に準じて支給する。

(改 正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の議決を得て改正する。

附 則

1 この規程は、2017年6月19日から施行する。

これにより、平成25年11月26日付「社会福祉法人函館聖パウロ会 理事長の報酬等に関する規程」を廃止する。